

積算疑義申立て手続き制度の一部改正のお知らせ

防府市入札検査室

現在、積算疑義申立て手続きの対象は、設計金額が500万円を超える建設工事の入札としておりますが、その対象に設計金額700万円を超える建設工事に係る業務委託を追加する等、下記のとおり手続きの一部改正を行います。

1 改正内容

(1) 申立て手続きの対象となる入札の追加

- ① 設計金額が130万円を超え500万円以下の建設工事の入札を、積算疑義申立て手続きの対象に追加する。
- ② 測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務のうち、設計金額が700万円を超える入札を、積算疑義申立て手続きの対象に追加する。

(2) 開札結果により、申立て手続きの対象とせず直ちに落札者を決定

積算疑義申立て手続きの対象となる入札において、開札結果が次の①又は②の場合、申立て手続きのための期間を設けることなく、直ちに落札者の決定を行う。

- ① 当該入札において入札書を提出した者の全てが同額で入札した場合であって、その額が最低制限価格又は調査基準価格以上の場合
- ② 当該入札において入札書を提出した者が1者の場合であって、その入札額が最低制限価格又は調査基準価格以上の場合

2 適用開始日

令和4年10月1日以降に指名通知又は公告を行う案件から適用する。